

宗像都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画宗像大社地区地区計画を次のように決定する。

名 称	宗像大社地区地区計画	
位 置	田島及び深田の各一部	
面 積	約9.3ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の北西部に位置し、宗像大社を核として魅力的な歴史資源を活かした観光機能と地域住民の生活文化を支える機能が融合した地区である。</p> <p>宗像市都市計画マスタープランでは、「魅力的な歴史資源を核とする地域の中心」に位置づけられ、世界的にも貴重な歴史資源を守り育て、またこれらの資産を輝かせ、悠久の歴史を醸し出すようなまちづくりを進める。</p> <p>そこで本計画は、宗像大社などの歴史資源を活かした観光機能と地域住民の生活文化を支える機能を将来にわたって維持・保全するとともに、周辺地域と調和のとれた文化交流拠点としての土地利用を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	宗像大社を中心に、歴史と文化を活かした交流を促進する施設や歴史資源を活かした観光施設を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度、壁面の位置等の制限、垣又はさくの構造の制限を定め、豊かな自然環境に囲まれ昔ながらの景観が守られたゆとりある良好な拠点の形成を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>第1種住居地域内に建築できる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神社 2 結婚式場の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以内のもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの 4 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以内のもの 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 前各号の建築物に付属するもの 7 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1メートル以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20メートル以下とする。
	垣又はさくの構造の制限	垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣又は高さ1.8メートル以下の透視可能な材料(高さが60センチメートル以下の部分はこの限りでない。)で作られたものとする。	
備考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」